

【別添資料 5】平成 17 年度スポーツセンター各種業務仕様書

※本仕様書は、平成 17 年度業務委託等契約に係る仕様書で、あくまでも参考資料です。

《屋内プール管理業務仕様書》

1. 業務目的

本業務は、屋内プールにおける入場者の事故防止ならびに、良好な水質、衛生状態を維持し、健康で快適な市民生活に寄与することを目的とする。

2. 委託内容

- (1) 監視業務
- (2) 入退場者の受付業務
- (3) 施設の点検、清掃業務（プール槽清掃含む、ガラス清掃等除く）
- (4) 施設内の環境管理業務

※設備の運転操作（濾過機、温水ボイラ、空調等）は、常駐要員が行うため、連絡調整を行うこと

- (5) 実技指導業務

3. 施設の概要

- ・ 25Mプール（6コース：うち2コース水深調整可、水深 1.2M～1.3M）
- ・ 採暖室、倉庫、プール事務室、監視室、男女更衣室、男女便所、身障者更衣室、各室シャワー及び強制シャワー
- ・ 可動式屋根（夏期好天時に開閉を行う）

4. 業務時間等

(1) 業務期間

平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日（休館日を除く）

(2) 休館日

総括仕様書に定めるもののほか

プール清掃日（休館日を含め、6 日×年 2 回）

(3) 業務時間（開放時間）

午前 8 時 30 分～午後 10 時

（午前 9 時～午後 9 時 30 分）

※プール清掃はプール清掃日に行うこと。

※開放時間中に行えない業務が生じた場合には開放時間外であっても必要な人員の配置を行い、運営に差し支えないようにすること。

5. 要員の配置

受託者は以下の要員を配置し、従事者全員の名簿を提出する

(1) 業務責任者

受託者に常用されている 25 歳以上、実務経験が 3 年以上の職員で、日本赤十字社認定の水上新安全法救助員の資格を持つ者とする。また、プール公開中は市に届け出のある者が常駐する。

(2) 監視員、受付員 → 業務を遂行できる 18 歳以上の健康な者

(3) 水質の管理、清掃等の従事者 → (1) (2) と兼任できる

(4) 開放中の配置人員（最低人員）

① 7、8 月の土日祝日

責任者 … 1 P

監視、受付員 … 6 P

②、①以外

責任者 … 1 P

監視、受付員 … 4 P

6. 費用負担区分

(1) 受託者の負担

- ・消耗品類（水質管理試薬品、救急用薬品、清掃用品のうちの消耗品）

(2) 委託者の負担

- ・救急用備品（酸素蘇生機・医務用ベッド・救助用備品）
- ・諸設備機器の部品および修理費
- ・プールに常設する器材、清掃用具
- ・(1) 以外の消耗品

7. 業務記録の提出

受託者は、業務遂行に伴う業務記録を作成し、現場に保管すると共に、担当者の求めに応じて提出すること。

8. 業務実施要綱

(1) 監視業務

①プール公開中は、場内での事故防止に万全を期するため、計画的に人員を配置し常に利用者に対して監視業務を行うこと

②従事者は、当プールの利用方法・利用区分・注意事項等を十分把握し、利用者に対し確実に対応すること

③事故の処理

事故発生の場合、速やかに状況を判断し応急処理を行うとともに、事故調書を提出すること

- ・鼻血・擦り傷等軽傷の場合…備え付けの医薬品等で処置する
- ・重傷と判断される場合…速やかに 119 番に通報し、救急車の出動を要請する。必要な場合には酸素蘇生機等により応急処置を行う。また、担当者に連絡し、共同で処理にあたる
- ・その他、医務処理が必要と判断される場合あらかじめ指定した病院に連絡をとり、処理する。

④利用者への対応

- ・入場者に対して、利用上の規則を周知すること
- ・退場者に対して、洗眼をしシャワーを浴びるよう指導すること
- ・コース利用区分（一方通行、フリー、団体利用等）を表示、放送により周知すること
- ・団体利用において、現況を変える場合（コースロープ、水深調整等）の申し出があった場合に、その準備を行う
- ・場内において、利用上の規則を守らない者、利用者の迷惑になる者の行為を速やかに中止させること。再三の注意に従わない場合は、委託者の指示を受け退場等の方法により事故防止に努めること
- ・終了 30 分前、10 分前に場内放送を行い、終了時（9:30）までに利用者を退館させること

⑤休憩時間

- ・プール内の安全確認を行うため、10 分間の休憩時間を 1 時間毎（状況により変更有）に取るものとし、利用者全員をプールサイドに上げる。
- ・監視員は、水底の確認を行い。利用者に対して、利用方法、遊泳区分等を周知する。

(2) 入退場者の受付業務

①入場者の受付、案内

- ・プール利用上の注意事項を認識し、利用者からの問い合わせ等に対して親切丁寧に答えること
- ・忘れ物の保管と持ち主への引き渡しを行うこと
- ・混雑時における利用者の整理をおこなうこと
- ・監視員と共同で、更衣室内でのトラブル（ロッカー等）を処理すること

②入場者の制限

- ・定員は200名とし、混雑状況等を判断して入場者を制限する。途中退場者がある場合は、その人数を入場させる。
- ・注意書きに定める入場規制について、事情を説明し、入場を制限する。

③入場券改札業務

- ・券売機の管理と利用者への対応を行う。また、発券を停止することで、入場者の制限を行う。
- ・無券入場者を監視し、入場券を確認する。
- ・退場者の入場券を回収しバーコードのチェックを行う。その際、超過時間があつた場合（2時間を超えた場合）には精算機での精算を指示すること。
- ・券売機にトラブルが発生した場合の対応は事前に委託者と打ち合わせ適切な対応をとること。

(3) 点検、清掃業務①点検業務

- ・開場前までに、プール内及びプールサイドの点検を行い、破損箇所、汚れ、ゴミの有無を確認し、処理すること
- ・コースロープ等の備品やビート板等の用品類について随時点検すること
- ・救命器具、医療器具は、随時点検を行い、緊急時にすぐ使用できる状態にしておくこと
- ・更衣室・ロッカー・シャワールーム・トイレ等を随時巡回し、防犯に努めるとともに、破損箇所、汚れゴミ等の有無を確認する
- ・ロッカー内は開放終了後に点検清掃し、忘れ物は、委託者に引き渡すこと
- ・ロッカーに絨毯の不良箇所やゴム劣化があつた場合には交換する
- ・点検により確認された破損箇所等は、担当者に連絡し指示をうけるとともに、利用者に危険のないよう応急処置を行うこと

②清掃業務

- ・開放終了後、翌日の開放前までにプール内をプールクリーナー等で清掃すること
 - ・プールサイドは、常に清潔にし、滞水しないように注意すること。特に苔の発生した場合には除去すること
 - ・シャワールーム・更衣室は、常時巡回し、髪の毛・滞水・ぬめり等に注意すること（必要によりポリッシャーを使用すること）
 - ・更衣室は、すのこを外しブラシ等により清掃すること
 - ・プール槽は、中性洗剤を用いて高圧洗浄機及びポリッシャーで洗浄を行なう。また、可動床部分は、支柱等で固定し、安全を確保したうえで内部まで清掃を行なうこと（年2回）
 - ・その他の施設（監視室、事務室、採暖室等）についても清掃を行い、清潔にしておくこと
- ※以下の清掃区分は、別業務となるため、互いに協議し、円滑な作業に努めること

… 照明器具、ガラス清掃、床等の定期清掃

(4) 施設内の環境管理業務

①概要

- ・水質、水温、気温等が、以下の測定基準値内であるよう注意し、記録と保全に努めること
- ・機械設備の運転に伴うものについては、設備監視業務従事者に連絡をとり、調整すること
- ・冬期には、プールカバーを使用すること
- ・外気が、室温の基準値以上を保てる場合には、天井部を開放すること。降雨、強風時には、閉鎖すること

②水質検査等

以下の頻度で検査を行い、結果を提出するとともに、基準値を維持すること

- ・水温、気温、残留塩素濃度は毎時1回以上
- ・水素イオン濃度・濁度は1日1回以上
- ・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群については月1回以上

項目	基準
水温（℃）	夏期 27.5～28.5 冬期 29.0～30.0
室温（℃）	30.0～32.0 31.5～32.5
採暖室	38.0～50.0 40.0～60.0
残留塩素濃度	0.4～1.0mg/l（2点以上で採取）
水素イオン濃度	Ph 値 5.8～8.6 まで
濁度	2 度を超えてはならない
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/l を超えてはならない
大腸菌群	試料 100ml 中検出されてはならない

※ 夏期とは 6 月～ 9 月、冬期とは 10 月～ 5 月を目安とする

(5) 実技指導業務

市の指定する時間帯において、受講を希望する利用者に対して指導するものとする。指導内容等については市と受託者との協議により決定する。

《設備等運転操作及び保守管理業務仕様書》

1. 業務目的

受託者は、本要領に基づき、対象設備の運転を行うことにより、施設の用途にあった快適な環境を作りだし、運営経費の適正化を図ることを目的とする。

また、設備の保守管理を行なうことにより、劣化損傷を防ぎ、故障の事前の予測あるいは故障からのいち早い復旧を行なう。

2. 運転保守管理の設備機器

別表 各施設概要のとおり

3. 業務体制

(1) 常駐要員

受託者は、業務責任者を置くほか、本仕様書に定められた業務を遂行するために第三種電気主任技術者、第一種・第二種電気工事士のいずれかの資格を有する者を、常駐要員として従事させなければならない。

① 常駐要員の業務時間

業務時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

勤務日：休館日を除いた毎日

※1月4日は業務を行うこと。また、休館日であっても、施設管理上特に必要な場合に勤務を要する場合がある。

※開館準備期間には、設備の調整・試運転、必要品の整備、委託者との連絡調整を行うこと（人員数の指定なし）

② 常駐場所：中央監視室

③ 人員数：2人以上（8:30～17:00 1名、13:00～22:00 1名）

(2) その他の業務従事者

受託者は、本仕様書に定められた業務を適正に遂行するため、必要に応じ次の資格者を従事させなければならない。

区分	資格
衛生設備	貯水槽清掃作業講習修了者
消防設備	消防設備士 自衛消防技術認定
建築設備	建築設備検査資格者

4. 費用負担区分

(1) 受託者が負担するもの

- ・ 日常の保守及び修理等に必要な消耗品類・部品・材料・油類
- ・ 運転及び点検に必要な工具、測定器具、電池等
- ・ 官公庁への届出・報告書類の手数料等

(2) 委託者が負担するもの

- ・ 諸設備機器の部品および修理費
- ・ 交換用の照明用電球及び蛍光灯
- ・ 交換用のフィルター、防蝕材等
- ・ (1) 以外の消耗品

5. 作業計画表等の提出

(1) 作業計画書等の提出

受託者は、年間作業計画書を契約締結後直ちに、毎月の作業計画表を当該月の前月 25 日までに市係員に提出し、承認を受けるものとする。ただし、契約締結月分については、契約締結後速やかに提出するものとする。

(2) 作業報告書の提出

- ・ 日常業務については、日誌（運転日誌又は作業日誌）及び日常巡視点検記録表に記入し、委

託者の検査又は確認を受けるものとする。

- ・精密検査、測定又は整備を実施したときは、精密点検測定記録表に必要事項を記入し、委託者の確認を受けるものとする。

- ・非常措置を行なったときは、書面をもって遅滞なく報告するものとする。なお、補修及び修理を行なったときも同様とする。

- ・受託業務に係る施設に関する官公署の立入り検査及びこれらに類する行為の立ち会いを行ったときは、その結果について、速やかに報告するものとする。

- ・受託者は、この委託業務に関する計画書、報告書の提出、その他必要な業務連絡については、それぞれの関係者に対して行うものとする。

(3) 記録の保管

受託者は、関係法令及び本仕様書に基づく施設の整備の維持管理に関する記録を整理し、所定の場所に保管し、委託期間満了後、速やかに委託者に引き継ぐものとする。

6. 業務上の注意

- ・関係法令等を遵守し、機器を常に正しい状態で運転すること。

- ・本仕様書に定める以外の故障修理、改善措置などを行う必要が生じた場合は、故障等の状況、修理若しくは改善措置について具体的に明らかにした書面をもって、随時遅滞なく報告すること。

- ・火災、停電、断水その他災害の発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じること。この場合は、直ちに委託者に通報するとともに、関係者と連絡調整を行うこと。

- ・機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法については、委託者とあらかじめ協議して定めるものとする。なお、緊急を要する場合は、受託者は必要な措置を直ちに講じ、事後、委託者に報告すること。

7. 業務区分

(1) 総合管理業務

①一般事項

- ・従業員の技能、安全、衛生に関する教育計画と実施
- ・関係機器、消耗品、計器、備品等の保管業務
- ・関係官公署その他の機関への諸手続きに関する業務

②ビルマネジメント関係

- ・管理及び業務に関する日報、月報の作成
- ・設備運用データ、設備診断データの分析
- ・関係図書の更新整備と保管
- ・データ分析に基づくエネルギー管理
- ・予防保全計画の立案及び設備診断データ分析に基づく設備改善計画の立案

③電気関係

- ・管理計画の作成
- ・電力消費データ分析とそれに基づく措置（調整・操作）
- ・運転開始時期及び終了時の機器の異常の確認
- ・電力会社との受電業務上の連絡と対応
- ・その他運転に関する業務

④空気調和換気設備関係

- ・管理計画の作成
- ・利用に合わせた室内環境条件の措置
- ・運転開始時及び終了時の機器の確認
- ・ガス会社及び資源等供給機関との業務上の連絡と対応

- ・その他運転に関する業務

⑤給水排水衛生設備関係

- ・管理計画の作成
- ・使用水量等データ分析とそれに基づく措置
- ・排水監視装置の作動状況の確認
- ・その他運転に関する業務

⑥建築設備関係

- ・管理計画の作成
- ・使用状況及び点検データ分析に基づく措置
- ・設備保守管理に関する関係者との業務上の連絡と対応
- ・その他設備の維持保守に関する業務

(2)設備の運転監視、点検業務（電気設備）

①運転、日常点検業務（別表による）

②小破修繕（常駐要員が支給材料を用いて行うことができる範囲の修繕）
（電気設備概要を対象）

※電気事業法による主任技術者は免除

※自家用電気工作物への点検は除外（関東電気保安協会へ委託）

運転監視及び日常点検業務基準（電気設備）

区 分	作 業 項 目
受変電設備	・設備の運転及び操作 ・異音、異臭の点検 ・全停電のうえ清掃（1回／年）、その他随時清掃のこと ・監視盤、操作盤及び受配電の計器による電圧、電流、周波数、力率の監視記録、異常の有無確認 ・同上盤の信号灯、表示灯の良否確認 ・自動記録装置（端末装置も含む）の作動、良否確認 ・圧縮空気発生装置の圧力計指示値の確認
蓄電池整流器 蓄電池	・蓄電池用整流装置の運転状態の確認 ・電圧、液量のチェック
非常用発電装置	・装置の運転及び操作 ・常用電源と EG 切替表示灯の確認 ・燃料、冷却水の供給状態の確認
分電盤、動力制御盤	・装置の運転及び操作 ・開閉操作の確認
照明器具	・器具の点滅の操作 ・管球、グローランプの交換（都度：全交換は清掃時に実施（清掃業務 1 回／年））
以下の作業は随時もしくは必要と判断された場合	
電気時計	・電源電圧、電流の確認 ・モニタ指針の確認 ・時計表示の確認
拡声装置	・電源装置の表示灯電圧、電流の確認
電動機、回転機 その他	・異常振動、異音、異臭、加熱、亀裂の有無の点検 ・回転部分の適否の点検、注油

電磁開閉器	・ うねりの有無等外観点検
放送アンテナ	・ 点検、手入れ
インジケータ	・ 点検
弱電設備	・ 得点表示板、バスケットゴール、プール計時装置、その他設備の調整
避雷設備	・ 外観点検

電気設備概要

機器名称	設置階	数量	規格等	備考
受変電設備	RP	1	3 相 3 線式キュービクル型 電力需要契約 ・ 契約種別：業務用電力 ・ 契約電力： 445kw ・ 受電電圧： 6, 600v	
自家発電設備	RP	1	屋外用キュービクル式長時間型 型式番号 SWDO-41 発電機出力 定格出力 150KVA 電圧 200V 力率 80 極数 4 極 周波数 50Hz 回転数 1500rpm 原動機 種類 立形空冷 4 サイクル ディーゼルエンジン 出力 200PS 回転数 1, 500RPM 使用燃料 軽油 整合比 1. 12	
蓄電器	RP	1		
動力制御盤	1 2 3 RP	4 3 3 1		
電灯分電盤	1 2 3	4 3 1		
照明器具			(略)	
その他の設備 電話設備 インターホン設備 身障者呼出表示設備 ケーブルテレビ設備 放送設備 音響設備 電気時計設備 ITV 設備 非常放送設備 競泳用審判計時装置 得点表示システム (第一体育室)				

(3) 設備の運転監視、点検業務 (空気調和設備)

① 運転、日常点検業務 (別表による)

② 定期点検整備 (別表による)

③ 小破修繕 (空気調和設備概要対象)

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」は適用除外

運転監視及び日常点検業務基準（空気調和設備）

区分	作業項目
冷温水発生機	・機器の運転及び操作 ・運転状況、火災状態の確認 ・運転状況測定 (電流、電圧、冷温水・冷却水温度、ポンプ圧、ガス圧 等)
冷却塔	・機器の運転及び操作 ・送風機その他運転状況の確認 ・水位等の管理 ・電流、電圧値の管理
空気調和機 各種暖房機 空気清浄機等	・機器の運転及び操作 ・運転状況、各指示計器による動作の確認 ・被調和室の温湿度の確認
送風機、排風機 空気洗浄機等	・機器の運転確認
ポンプ類	・注油、水漏れ油漏れ点検処理
その他の機器	・外観点検 ・各指示計器による動作確認

定期点検基準（空気調和設備）

機器区分	点検作業 1	点検作業 2
冷温水発生器	(2回/年) ・運転状況診断 (測定) ・運転データ ・マイコン盤データ	冷暖房切替時 (2回/年) ・燃焼データの測定 (点検) ・外観点検 ・電気系統 ・ガス漏れ ・燃焼機器 ・チューブ ・吸収溶液 ・制御保安機器 ・冷暖房切替作業 ・真空引き 等
冷却塔	(4回/年) ・水槽内、羽根車、補給水、フロート弁、充填材、送風機	(2回/年) ・清掃及び水交換
ポンプ類	(1回/年) ・外部点検、手入れ	
空調機 外調機 ファンコイルユニット	(年2回) ・振動、軸承音の状態 ・軸承のグリスアップ ・点検事項 (必要時取替) (ファン室) ・モーター、カップリング、ファンダンパーハンドル、Vプーリー、Vベルト、ファンランナー (コイル室) ・フィン、ドレンパン、ドレン加水管ノズル、エミ	

	ネット（フィルター室） ・フィルター濾材、断熱材、点検窓、外板フレーム等	
ガスヒートポンプエアコン マルチヒートポンプエアコン ヒートポンプエアコン	（年１回） ・メーカー等仕様による	
制気口	（年１回） ・清掃	
中央監視装置	（１回／年） ・稼動状況の確認 ・運転確認 オペレーターワークステーション カラーディスプレイ ネットワークコントロールユニット リモートアナライザー モジュール（インพุット、アウトพุット） 無停電電源装置 プリンタ（メッセージ） （データロガー）	（年１回） ・外観点検 ・清掃点検 （点検事項） 各部接続、電源装置 スイッチランプ 動作、画像 発停ポイント動作 積算ポイント 計測ポイントの実測及び 変換器出力との校正
自動制御装置	（１回／年） ・稼動状況の確認 ・運転確認 サーモスタット、ヒューミディスタット 温度、湿度検出器 圧力発信器 差圧スイッチ、液面スイッチ 指示調整計 変換機類 感震器 熱量演算器 ダンパメータ、バルブメータ	（１回／年） ・一般機器の精密点検 ・計器類の試験測定 ・各機器の作動試験 ・温度・湿度検出器誤差チェック

空気調和設備概要

機器名称	設置階	数量	規格等	備考
冷温水発生器	1	2	ガス焚き二重効用呼吸式冷温水機 呼称能力 150RT 冷房能力 453,000kcal/h 暖房能力 378,000kcal/h 冷温水量 1,510lit/min 冷温水温度 12→7℃、55→60℃ 冷却水量 2,500 lit/min 冷却水温度 32→37.5℃ 伝熱面積 9.7 m ² ガス消費量 42.3Nm ³ / h ガス圧力 200mmAq インターロック、感震器付	(株)荏原製作所

冷却塔	R F	2	角型超低騒音型 呼称能力 150CT 冷却水量 2,500 lit/min 冷却水温度 37.5→32℃ 設計外気温度 WB27℃ インターロック	
冷温水一次ポンプ	1	2	片吸込渦巻ポンプ 口径 100Φ 水量 1,510 lit/min 揚程 14m インターロック	(株)テラルキョクトウ
冷却水ポンプ	3	2	片吸込渦巻ポンプ (屋外設置型) 口径 125Φ 水量 2,500 lit/min 揚程 35m	(株)テラルキョクトウ
冷却水 2 次ポンプ	1	3	片吸込渦巻ポンプ 口径 125Φ 水量 1,000 lit/min 揚程 34m	(株)テラルキョクトウ
プール系統温水ポンプ	1	1	片吸込渦巻ポンプ 口径 80Φ 水量 380 lit/min 揚程 25m	(株)テラルキョクトウ
冷温水ヘッダー N01～N04	1	4	配管用炭素鋼々管 (白) 外形寸法 250Φ×3,600L JIS10K 300Φ×2,900L 250Φ×4,100L 300Φ×3,000L	
冷温水膨張タンク	1	1	密閉式膨張タンク 膨張量 110lit 許容圧力増 5.5kg/c m ² 外形寸法 600Φ×1,450H 自動エア抜弁 20A、溶解栓	
プール暖房膨張タンク	1	1	密閉式膨張タンク 膨張量 15lit 許容圧力増 4.4kg/c m ² 外形寸法 600Φ×1,450H 自動エア抜弁 20A、溶解栓	
防蝕装置 N01 (冷温水)	1	2	防蝕サイレンサー (鋼板製) 最大流量 1,510lit/min 接続口径 125A 外形寸法 400Φ×900L 自動エア抜弁 25A	
N02 (冷却水)	2	2	最大流量 2,500lit/min	

N03 (プール暖房)	1	1	接続口径 150A 外形寸法 500Φ×1,000L 自動エア-抜弁 32A 最大流量 380lit/min 接続口径 80A 外形寸法 220Φ×900L 自動エア-抜弁 25A	
空調・外調機	1～3F	3 2 4 2 1 1	ユニット型 (横型) レターンファン付 〃 回転型顕熱交換機付 (屋外1) コンパ°外型 レターンファン付 〃 回転型顕熱交換機付 天吊ターミナル	新晃工業(株)
ファンコイルユニット	1～3F	19 6	天井セッット型 天井インベ°タ°外模型	新晃工業(株)
遠赤外線放射暖房機	1 2	7 1	ガス焚遠赤外線放射暖房機 暖房入力 19.8kw 都市ガス 13A 消費量 1.55m ³ /h 19.2kw 1.5m ³ /h	
温水ヒータ (プール窓面) (プール内壁) (選手控室下) (身障者席)	2	12 4 22 2	コンベ°タ型 (床置) 1,830kcal パ°ネル型 (壁付) 3,350kcal コンベ°タ型 (壁付) 790kcal コンベ°タ型 (床固定) 870kcal	
電気パ°ネルヒータ	2	1	遠赤外線輻射パ°ネルヒータ(壁取付型) 344kcal/h	
空調 1 F 系統 (屋外機) (屋内機)	1	1 5 1	ガスヒートポンプ°エアコン ビルトインオールタ°外型 ビルトカセッット型	ヤンマーデ°イーセ°ル (株)
空調 1 F 系統 2 (屋外機) (屋内機)	1	1 1	マルチヒートポンプ°エアコン 天井埋込カセッット型	
空調 2 F 系統 (屋外機) (屋内機)	3	1 3	ガスヒートポンプ°エアコン 天井埋込カセッット型	ヤンマーデ°イーセ°ル (株)
空調 2、3 F 系統 (屋外機) (屋内機)	3	1 7 1	ガスヒートポンプ°エアコン ビルトインオールタ°外型 天井埋込カセッット型	ヤンマーデ°イーセ°ル (株)

厨房空調機	3	1	ガスルームエアコン 天井埋込カセット型	
休憩室空調機	3	1	空調ヒートポンプエアコン 天井埋込カセット型	
床暖房設備	1、2	2	潜熱蓄熱材 夜間蓄熱方式 (ねころびコーナー) 2,856kw (プールサイド) 43,925kw	
送風機・排風機	1～3F	61	ミニシロッコファン 片吸込シロッコファン 天井扇 有圧扇 (更衣室、機械室等)	
制気口		532	吹出、吸込口	
排風チャンバー		80		
自動制御設備				横河シヨウソウ コントロールズ(株)
中央監視システム				
空気清浄機	1	1	電気式空気清浄機(壁掛型)	

(4) 設備の運転監視、点検業務(給排水衛生設備)

① 運転、日常点検業務(別表による)

② 定期点検整備(別表による)

③ 水質検査(別表による)

④ 小破修繕(給排水衛生設備概要を対象)

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」は適用除外
運転監視及び日常点検業務基準(給排水衛生設備)

区分	作業項目	備考
受水槽 給水栓 洗浄弁 ホールタップ 配管、滅菌装置	・バルブ開度の適否の監視確認 ・量水器による使用水量の監視、測定 ・配管水漏れの監視確認 ・滅菌装置の操作及び機能の確認 ・水質の管理	
排水管 各種枳	・配管等の水漏れの確認 ・排水状況の良否確認	
温水器	・機器の運転及び操作 ・運転状況管理、測定	
ポンプ制御盤	・機器の運転及び操作 ・動作時の電流、圧力、電圧の適否確認 ・高水位、低水位警報ランプの作動確認	
給水装置 ポンプ類	・水漏れ点検 ・水温、圧力、電流、油量及び動作確認	
ガス給湯機	・損傷及び水栓からの水漏れの確認 ・ガス漏れ、湯温、燃焼、排気の点検、整備 ・煤の付着状態	
都市ガス	・メータ指示の確認、測定	

	・ガス漏れ有無の確認	
便器、水栓、シャワー等	・水漏れ、つまりの処理 ・センサー動作の調整	
プール濾過装置	・機器の運転及び操作 ・運転状況、水質の管理※1	

※1 プールの水質検査は、屋内プール管理業務委託仕様書参照。相互に調整を計ること
定期点検基準（給排水衛生設備）

機器名称	点検作業 1	点検作業 2
受水槽 (上・中水、 プール副水槽)	(1回/年) ・自動制御装置の整備 ・錆の発生状況	(1回/年) ・槽内の汚泥搬出、清掃、消毒、整備
温水器	(2回/年) ・燃焼ガス測定 ・ダンパー調整 ・フレーム電流測定 ・煤煙測定 (点検事項) ・ガス配管ユニット外部ガス漏れ点検 ・遮断弁、弁越し漏れ ・各安全装置 ・感震器動作、バーナー運転動作 ・各インターロック・電気系統・真空度 ・パイロットノズル及び電極 ・抽気作動点検及び手動抽気	(1回/年) ・缶体燃焼室内点検、清掃 ・ガストレーナー清掃 ・安全弁点検 ・補給水ストレーナー清掃 ・バーナーファン・スクロール清掃 ・パイロットノズル分解清掃
ポンプ類 加圧給水装置	(年1回) ・カップリング、自動制御装置、 ・逆止弁の点検、調整 ・外観点検	
グリーストラップ	(年12回)・清掃	
プール濾過装置	(年2回) 濾過塔 ろ過ポンプ 還水ポンプ 集毛器 水質監視装置 凝集剤注入装置 pH調整剤注入装置 殺菌剤注入装置 還水槽 オゾン発生装置	・各部水漏れ、エアフィルター、エアチューブ、継手、圧力制御機器 ・各計器、弁等作動確認 ・ケーシング、カップリング、パッキン、シール等 ・水漏れ、異音等、作動状態 ・水漏れ、内部バスケット ・水漏れ ・各表示計器、指示値、記録部、電源部、各種弁の動作、プレフィルター、キャビネット ※電極の洗浄 ・薬注ポンプ、薬液タンク、チャッキ弁、ホース類、継ぎ手 ※ダイヤフラム、継手、エア抜部清掃 ・水位制御電極動作 ・オゾン発生器、空気圧縮器、オゾン水処理装置の点

	熱交換器ユニット エア-コンプレッサーユニット 制御盤	検 ・ シール部、コンプレッサーユニット、フィルターエレメント、電磁弁ユニットの交換 ・ 漏水等点検 ・ 各部の点検 ・ ドレンコックの作動水抜き ・ ブレーカー、表示灯等動作確認 ・ 配線、端子の探検
--	--	---

※ソーラーシステムの保守点検は、別発注とする

水質検査項目

飲料水 (ウォータークーラー)	(半年毎に1回／年づつ：水道法による) 10項目、15項目、トリハロメタン
--------------------	--

給排水衛生設備概要

機器名称	階	数量	規格等	備考 メーカー名
上水受水槽	1	1	FRP製パネルタンク(複合板) 呼称容量 36.7m ³ 有効容積 30 m ³ 緊急遮断弁装置	ブリジストン(株)
中水受水槽	1	1	FRP製パネルタンク(複合板) 呼称容量 26.2m ³ 有効容積 22 m ³ 緊急遮断弁装置	※プール排水を 雑用水へ
プール副水槽	1	1	FRP製パネルタンク(複合板) 呼称容量 4. m ³ 有効容積 3 m ³	プール水張用
プール還水槽	1	1	FRP製パネルタンク(複合板) 呼称容量 36. m ³ 有効容積 24 m ³	プール水ろ過還流
汚水・雑排水桝		5 14 2 5 2 1 1	インポート桝 750□ 600□ 450□ 300～360□ トラップ桝 600□ 360□ ドロップ桝	
温水器	1	2	真空式温水器（3回路式） 定格出力 630,000kcal/h 暖房能力 115,000 kcal/h 暖房温水量 190lit/min（50℃→60℃） プール昇温能力 255,000kcal/h 昇温水量 285 lit/min（45℃→60℃） 給湯能力 340,000kcal/h 給湯水量 110lit/min（5→60℃） ガス消費量 72.3Nm ³ （13A）	昭和鉄工（株）

			伝熱面積 14.6 m ³	
上水加圧給水装置	1	1	加圧給水装置（インバータ制御） 口径 50Φ 水量 350lit/min 揚程 35m 自動交互同時運転 ポンプ 2 台	
雑用水加圧給水装置	1	1	加圧給水装置（インバータ制御） 口径 50Φ 水量 500lit/min 揚程 35m 自動交互同時運転 ポンプ 2 台	
プール昇温ポンプ	1	1	片吸込渦巻ポンプ 口径 80Φ 水量 570lit/min 揚程 25m	(株)テラトウキョウ
給湯加熱ポンプ	1	2	片吸込渦巻ポンプ 口径 50Φ 水量 110lit/min 揚程 17m	(株)テラトウキョウ
給湯循環ポンプ	1	2	ラインポンプ（ステンレス製） 口径 25Φ 水量 30lit/min 揚程 6m 自動交互運転	(株)テラトウキョウ
湧水排水ポンプ	1	10	雑用水用水中ポンプ 口径 50Φ 水量 100lit/min 揚程 5m 自動交互運転 2 台×5 組	(株)テラトウキョウ
貯湯槽	1	1	鋼鉄製（SS-400 内面セラミックフレークプラスト 2m/m、sus111） 貯湯量 6,000lit	
給湯用膨張タンク	1	1	密閉式膨張タンク 膨張量 170lit 許容圧力増 5.8kg/c m ² 自動エア抜弁 20A、溶解栓	
プール濾過膨張タンク	1	1	密閉式膨張タンク 膨張量 15lit 許容圧力増 4.4kg/c m ² 自動エア抜弁 20A、溶解栓	
防蝕装置 （プール昇温系統）	1	1	防蝕サイレンサー（ステンレス） 最大流量 570lit/min 接続口径 100A 自動エア抜弁 25A	
防蝕装置 （給湯系統）	1	1	防蝕サイレンサー（ステンレス） 最大流量 250lit/min 接続口径 65A 自動エア抜弁 25A	
電気温水器	1F ～ 3F	3	壁掛式電気温水器 貯湯量 20lit	
ガス給湯機	3	1	屋外据置 給湯能力 24 号	

			ガス消費量 45,000kcal/h	
プール強制シャワーシステム レオナート製	2F	1組	ランストールシャワー 2 センサー式 3 系統 センサー、壁埋込み押しボタン シャワーミキシング 弁装置 32 ^A ×2.25 ^A ×1、制御盤	
洋風大便器		19	ウォシュレット	
和風大便器		20		
小便器		16		
洗面器		60		
手洗器		8		
流し		10		
湯沸用混合水栓		3		
シャワー		36		
水栓		23		
		17	館外	
ウォータークーラー	1, 2	3		
電気プレート		3	湯沸室	
グリーストラップ		1	厨房 容量：75リットル	
プール濾過装置 濾過塔		2	ろ過水量 150m ³ /h 切替用自動弁 水位調整器 積算流量計	東西化学産業 (株) セラミック濾剤
凝集剤注入装置		1	電動駆動ダイヤフラムポンプ 吐量 30ml/min×0.98mPa 容量 100lit 貯槽	
pH 調整剤注入装置		1	電動駆動ダイヤフラムポンプ 吐量 100ml/min×0.69mPa 容量 200lit 貯槽	
殺菌剤注入装置		1	電動駆動ダイヤフラムポンプ 吐量 60ml/min×0.98mPa 容量 200lit 貯槽	
還水槽		1	FRP 単板製ヘルタンク 有効容積 24m ³	
バランシングタンク		1	FRP 製 有効容積 3m ³	
水質監視装置		1	残留塩素 pH、ORP 自動測定 測定範囲 pH 0～14 残留塩素 0～2ppm ORP0～1,000mV	
オゾン発生装置		3	板型空冷無声放電式 オゾン発生量 28.0g/h	

ろ過ポンプ		1	片吸込渦巻（ナイロンコーティング） 口径 125A×100A 吐出容量 2.5m ³ /min×28m	
還水ポンプ		1	片吸込渦巻（ナイロンコーティング） 口径 80A×65A 吐出容量 0.667m ³ /min×6m	
集毛器		1	口径 100A 材質 SUS304	
熱交換器ユニット		1	口径 200A 材質 SUS304	
		1	プレート式（SUS316） 交換熱量 510,000kcal 一次側 570lit/H(60→45℃) 二次側 2,500（Δt 2℃）	
エア-コンプレッサーユニット		1	圧力開閉器式 吐出容量 45Nlit/min×0.69Mpa	
制御盤		1	屋内自立型	
ソーラーシステム			（集熱制御、凍結防止、沸騰防止、落水槽水位制御）	
太陽熱集熱器		47	真空ガラス管式 外形寸法 L2,970×W982×H180 有効集熱面積 1.82 m ² /台以上 センサー内蔵（2台）	
蓄熱槽		1	密閉式横置型 SUS404 呼称容量 6.0m ³ 保温 グラスウール 外装 ステンレスラッキング	
落水槽		1	開放式パネルタンク SUS444 呼称容量 2.0 m ³ 発砲ポリエチレン 100mmt 外装アルミラッキング仕上げ	
熱交換器		1	プレート式熱交換機 SUS316 熱交容量 73,400kcal/h 温度条件 一次 50→41℃ 二次 36→45℃	
集熱ポンプ		1	ステンレス製渦巻きポンプ 吐出量 140lit/min 口径 40×32A 揚程 30m 使用温度 ～100℃	
熱交ポンプ		1	ステンスラインポンプ 吐出量 140lit/min 口径 32A 揚程 8.0m 使用温度 ～100℃	

(5) 設備の運転監視、点検業務（消防、建築設備）、法令による点検、報告（消防設備）消防法による。消防設備士又は消防設備点検資格者により点検

機器名称	設置階	数量	規格等	作業項目（周期）
消火機器		35 3 1	加圧式粉末消火器 蓄圧式強化液消火器 大型消火器（CO ₂ ガス） 薬剤重量 20kg	外観及び機能点検 （年 2 回）
誘導灯 誘導標識		33 65		
消防水槽	1	1	コンクリート水槽、有効容量 6m ³	
消火用補助水槽	RF	1	鉄ヘルメタンク（内面ナイロンコーティング） 呼称容量 1m ³ 有効容量 0.5m ³	
屋内消火栓		11		外観及び機能点検 （年 2 回） 総合点検（年 1 回）
屋内消火栓ポンプ	1	1	1 号消火栓ポンプユニット 口径 65Φ 水量 300lit/min 揚程 50m 呼水栓、制御盤	
自動火災報知機設備		1 3 37 158 11 11 1	GR 型複合受信機 中継器 熱アナログ感知器 煙アナログ感知器 発信機 表示灯 消火栓起動連動装置	
ガス漏れ火災警報設備		3	検知機（一般型）	
非常放送設備		1 116	増幅器操作部 スピーカー 常用、予備電源	
防火排煙装置		8 9 9 5 12 2	ダクトパー 排煙口 手動装置 防火戸 手動シャッター 排煙機	
自家発電設備		1		
蓄電池		1		
配線				作動・外観・機能点検 （年 2 回） 総合点検（年 1 回） 総合点検（年 1 回）

（建築設備）

機器名称	数量	規格等	備考
非常用照明設備	89	IL40W	年 1 回点検・報告
防火排煙装置	8	ダクトパー	年 1 回点検・報告

	9 9 5 12 1	排煙口 手動装置 防火戸 手動シャッター 排煙機	
給排水設備		給排水設備概要参照	年 1 回点検・報告
空気調和設備		空気調和設備概要参照	年 1 回点検・報告

《清掃業務委託仕様書》

1. 業務目的

本業務は、良好な環境衛生の維持と建材及び備品の保全を図り、施設利用者に快適な環境を提供することを任務とする。

2. 委託期間

平成17年4月1日より平成18年3月31日まで

3. 清掃対象

- ・別紙を参照のこと

※機械室等の定期・日常業務。プール施設部分の日常清掃、プール槽の定期清掃は別業務のため、互いに協議調整のうえ実施すること。

4. 業務区分

受託者は、清掃作業を以下の区分で行うものとする。

- ・日常清掃（清掃作業終了後、作業日誌を速やかに市の指定する様式で提出すること）
- ・定期清掃（清掃作業終了後、作業報告書を速やかに市の指定する様式で提出すること）

5. 日常清掃

（1）日常行う業務で、開館前には常に清潔な状態が保てるよう努めるものとする。

（2）開館後には、利用者に支障をきたさないよう、ホール・トイレ・更衣室等の清掃を行う。また、分煙コーナーの灰皿清掃や残り火の点検処理、会議室等の消灯及び施錠の確認にも留意するほか、開館中に清掃の必要が生じた部分の清掃を行うこと（8：30～21：30 まで1名以上配置すること）。

（3）床清掃について

①体育室部分

- ・各体育室備付けのダストコントロールモップを使用し、埃等を除去する。
- ・モップの埃は掃除機等で吸い取るほか、必要に応じてモップの洗浄、交換を行う。

②その他の部分

掃除機、自在ほうき等を使用して清掃する。著しく汚れている部分は、水拭き、洗剤、ポリッシュ等を用いて汚れの除去を行なう。

（4）床以外の清掃について

①玄関ホール、風除室

- ・灰皿、ごみ箱の内容物を処理し、容器を洗浄する。
- ・雨天の時には、雨具用具（傘立、傘袋、マット等）の準備、養生及び袋等の片付けを行う。
- ・フロアマットの防塵（洗浄）を行う。
- ・入り口ドアの拭き掃除を行う。

②ホール

- ・扉や手の届く範囲のガラス面、什器備品は、材質に応じた清掃を行い、常に清潔な状態を保つよう清掃をする。
- ・椅子類は、はたき等で塵・埃等を除去し、適性洗剤等を用いて汚れを除去する。

③廊下、階段、エレベーター、選手控室、観覧席

- ・扉やベンチ部分は、材質に応じた清掃を行い、常に清潔な状態を保つよう清掃をする。

④湯沸室、トイレ、ねころびコーナートイレ

- ・流し、衛生陶器、化粧台、水栓類は、適切な方法にて洗い拭きし、常に衛生的な状態が保てるようにする。
- ・トイレットペーパーや水石鹸等の消耗品の補充を随時行う。
- ・壁面、扉、間仕切り、棚等は雑巾等により埃及び汚れを除去し、特に金属部分は光沢を保つように努める。
- ・ゴミ入れ、汚物入れは内容物を処理し、清潔な状態を保つようにする。

- ・排水管の流れが悪い時は、必要に応じた薬品で洗浄する。
 - ・落書き等があった場合には、消し去る。
- ⑤事務室、会議室、控室等ファミリースポーツ室ねころびコーナー等
- ・ドア、間仕切りは水拭きまたは乾拭きし、金属部分は常に光沢を保つよう努める。
 - ・机や遊具、備品類は、適時水拭きや除塵行い、汚れは適性洗剤等を用いて除去する（事務室を除く）。
 - ・くず入れはの内容物を処理する。
- ⑥体育室、トレーニングルーム等
- ・鏡についた汚れ等は、部分的に適切な方法で除去する
 - ・扉、手摺は雑巾等により埃、汚れを除去し、金属部分は光沢を保つように努める。
- ⑦更衣室、シャワー室等（プールは別業務）
- ・更衣室のスノコは、頭髮・ごみ等を除去し、モップで拭きあげる。また、洗面所に衛生的な状態を保持し、鏡は曇りのないよう拭きあげる。
 - ・シャワールームは、特に髪の毛、滞水、ぬめり等に注意する（必要によりポリッシャーを使用すること）。
 - ・ロッカー内を点検及び清掃し、かぎやゴムの不良箇所は取り替える。また、忘れ物があった場合には委託者に引き継ぐ。
- ⑧弓道場
- ・的場、矢道部分のゴミ拾いを行う
 - ・流し部分の清掃を行う
- ⑨屋外（駐車場、植え込み等）
- ・掃き清掃、ゴミ拾いを主とし、必要に応じて便宜水洗い・水撒きを行う。
 - ・植栽については、必要に応じて除草及び水撒きを行う。

6. 定期清掃業務

定期清掃業務として以下の作業を行う。

（床清掃）

対象	面積(㎡)	回数(年)	／ 内容
①繊維床（タイルカーペット）	1,157.7	2	・掃除機で防塵後、専用洗浄機による洗剤の泡等での洗浄を行なう。 ・乾燥後、調整作業を行なう。
②フローリング（かべ積層） （直張）	2,451.7 39.1	3	・フローリーナーで洗浄後、汚水等をよく水拭きで拭き取る。必要な場合には、十分乾燥後樹脂ワックス（滑り止めに効果のあるもの）を塗布する。
③弾性床（ビニル床等）	1,878.6	3	・材質に適した洗剤を用いて洗浄し、適正ワックスを塗布して仕上げる。
④硬質床（磁器タイル） （モザイクタイル） （ノンスリップタイル）	48.1 108.3 461.2	3	・適正洗剤にて洗浄を行なう。 ・シャワー室はすのこを、適正洗剤にて洗浄する。すのこ裏面の汚れも取り除く。
⑤畳	56.8	3	・適正洗剤を薄くして汚れを拭き取った後、水拭きを行なう ・畳を上げて風を通し、床面の清掃を行う。
⑥樹脂塗装床	191.8	3	・適正洗剤を用いてフアマシ等で洗浄する。 ・更衣室はすのこを適正洗剤にて洗浄する。
⑦その他（桧フローリング） （コルクタイル）等	70.0 104.1	3	・適正洗剤にて洗浄を行なう。

(床以外)

清掃箇所	面 積	回数(年)	内 容
⑧窓ガラス 及びサッシ	・ガラス清掃面積 (ガラス面積の 2 倍:表裏) 外部ガラス面積 886.1 m² 内部ガラス面積 (低所) 1 F 256.5 (高所) 1 F 10.2 2 F 519.1 2 F 517.6 3 F 114.6 計 527.8 PH 0.7 計 890.9 プール上部可動屋根 134.7×2 = 269.4 m² 計 2,574.2 m²	2	・栈、溝に溜った塵芥、汚れを除去する。 ・窓ガラス面及びサッシは、適正洗剤で汚れを除去する。 ・清掃後はよく水分を除去する。
⑨ブライント`清掃	190.9 m ²	1	・埃等を除去する。
⑩照明器具	直付蛍光灯 238 (306 本) 埋込蛍光灯 305 (1,128 本) 誘導灯 33 (36 本) 誘導標識 65 ダウンライト 273 ブラケット 48 シーリングライト 22 オートリフター 96 投光器 32 非常灯 89 モールライト 16 アプローチライト 8	1	・管球その外装部分を洗剤で拭き、汚れをおとす。 ・その際、係員の指示があった場合には管球の取り替えを行う (管球およびその処分費用については委託者の負担とする)。
⑪その他	・ 日常清掃時において汚れを除去できない箇所について、清掃を行う。 ※害虫駆除は別発注とする。		

日常清掃作業基準表

対象施設 数字は清掃回数 （ / 日） 弓道場は射場掃 拭 1 回、矢道拾 1 回	面積（㎡） 床材質（主な もの）	清掃区分																		
		床					床以外													
		掃除機	掃き・拭き	モップ	拾い掃き	雨用具設置	マット清掃（交換）	灰皿	ゴミ箱・汚物	壁面（仕切り）	備品除塵	手すり	ドア拭き	流し台	湯沸器・茶殻	洗面器	水石けん補充	ペーパー補充	衛生陶器清掃	樹木散水
玄関ホール、風除室	40.7 磁器質タイル		1		1	随	2	2	2		1		1							随
ホール	897.5 タイルカーペット	1									1									随
観覧席	318.5 ビニール床シート		1								1	1	1							
廊	429.6 ビニール床シート		1									1	1							
階段、E V	283.3 ビニール床シート		1									1	1							
湯沸室（3 箇所）	28.5 ビニール床シート		1						1		1			1	1		随			
便所（9 箇所）	203.9 ビニール床シート		1		1				2	1	1		1			2	随	随	2	
事務室、放送室、 体育団体室、スポーツ健康相談室	216.3 タイルカーペット	1							1		1		1							
事務室、控室（1・2）、 研修室倉庫、和室、 清掃員控室、中央監視室、 医務室、従業員更衣室、 休憩室	427.8 ビニール床シート等		1						1		1		1							
体育室、武道場	2,451.7 カバフローリング			1							1		1							
トレーニングルーム、 ファミリースポーツ室、 ねころびコーナー・テラス	214.3 弾性ビニール床シート等		1								1		1							随
更衣室、シャワー室	179.7 ビニール床シート モザイクタイル		1		1				2	1	1		1			2	随			
弓道場	394.0 桧フローリング 人工芝 等		1		1						1		1							

器具庫（7箇所）	308.8 コンクリート防塗 ビニール床シート		1								随	1							
軽食コーナー	83.0 コルクタイル	運営者において行う																	
外構部・駐車場	5,054.9				1														随
プール施設	1,051.7	日常清掃は、プール管理業務で実施																	

施設別床面積

施設名称	面積（㎡）	床材質その他
玄関ホール、風除室	40.7	磁器質タイル
職員玄関、出入り口（2）	7.4	
コミュニケーションホール、エントランスホール、ホール（1F）	517.3	タイルカーペット
ホール（2F）	380.2	
C階段	43.9	
事務室	102.1	
放送室	29.6	
体育団体室	37.5	
スポーツ健康相談室	47.1	
E V	6.1	ビニール床シート
廊下（1F）	252.2	
（2F）	29.9	
（3Fホール等含む）	140.1	
A階段（1F～3F塔屋）	101.3	
B階段（1F～3F）	62.5	
D階段（1F、2F）	35.1	
E階段（1F、2F）	31.6	
F階段（1F）	2.8	
選手控室（観覧席）	318.5	
湯沸室（1F～3F）3箇所	28.5	
男子便所（1F～3F）3箇所	83.2	
女子便所（1F～3F）3箇所	99.8	
身障者便所（1F～3F）3箇所	16.9	
事務室倉庫	7.7	
医務室	13.9	
更衣室（職員等）	12.9	
休憩室	13.3	畳
印刷室	10.1	ビニール床シート
清掃員控室	9.7	
中央監視室	13.3	
控室1、2	57.7	
第1、第2会議室	135.6	

会議室倉庫	26.7	
研修室	36.7	畳、桧
第1体育室	1,553.8	カハ`積層フローリング`
第2体育室	200.6	
第3体育室	242.9	
第1武道場	213.5	カハ`フローリング` 畳
第2武道場	219.9	
武道場踏込み	21.0	
トレーニングルーム	214.3	弾性ビニール床シート
更衣室（男・女）	108.7	ビニール床シート
〃 身障者（男・女）	23.8	
シャワー室（男・女）	47.2	モザイクタイル
ファミリースポーツ室	39.1	直張フローリング`
ねころびコーナー	21.1	コルクタイル
〃 テラス	30.0	アソツuka（屋外
〃 便所	4.0	ビニール床シート
射場	70.0	桧複合フローリング`
審判席	6.8	畳
器具庫	10.0	コンクリート、防塵塗装
前室（踏込）、流し周り	14.5	ビニール床シート
的場	34.3	赤土
観的所、的収納倉庫	18.6	コンクリート、防塵塗装
矢道	239.8	人工芝
プール事務室	6.6	ビニール床タイル
上足コーナー	29.8	エポキシ樹脂塗装
通路（2）	33.9	
更衣室（男）	43.9	
（女）	44.3	
（身障者）	4.8	
監視室	14.1	
倉庫	12.8	
タンク室	8.2	
シャワー室（男・女）	30.8	モザイクタイル
（身障者）	7.5	
便所（男・女）	17.5	
（身障者）	5.3	
通路（1）	13.6	ノンスリップ`タイル
強制シャワー（男・女）	32.4	
採暖室	24.6	
プールサイド`	390.6	
器具庫（1）	102.2	コンクリート防塵塗装
（2）	130.8	

(3)	13.8	
(4)	29.2	
器具庫(2、3 体室)	22.2	コンクリート
(トレーニング)	10.6	ビニール床シート
軽食コーナー	83.0	コルクタイル
	7,198.3	

《館内整理業務仕様書》

1. 委託期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

2. 業務概要

受託者は、東久留米スポーツセンターの以下の業務を行うものとする。

- (1) 場内管理業務
- (2) 案内受付業務
- (3) 他業務の補助業務

3. 勤務体制

昼間勤務(休憩1時間含む)

平日 … 1名

土日祝日 … 2名

夜間勤務 午後5:00から午後10:00まで … 3名

4. 業務責任者の選任

受託者は、受託業務を円滑に遂行するため、従事者の中から、業務責任者を選任し報告すること。なお、業務責任者の業務は以下のとおりとする。

- (1) 従事者の勤務計画を作成し、業務遂行に遺漏のないようにすること
- (2) 委託者の指示事項を遅滞なく全従事者に周知徹底を図るとともに、直ちに実行すること
- (3) 清掃業務、プール管理業務等、他の業務責任者との打ち合わせに参加すること
- (4) 業務内容、従事者の状況等について、委託者と連絡を密にとること。

5. 非常事態時の対応

- (1) 委託者の定める 災害・事故発生時の非常事態時の体制表を熟知し、実行すること。
- (2) 緊急事態が発生した場合には、適正なる応急処置を行い、その旨を速やかに委託者に報告すること。
- (3) 非常事態時、及び平時の防災に対する処置を日頃より講ずること。

5. 業務日誌の提出

夜間の勤務においては、業務日誌書を作成し、翌日、委託者に提出すること。

6. その他の事項

- (1) 貸与した鍵は、業務を遂行するため必要な時間と場所を限って使用すること。
- (2) 受託者は、委託者が実施する防災訓練及び、その他施設管理運営上必要な事業に参画すること。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議とするが、施設管理上必要と認める業務については実施し、施設の運営に支障をきたすことの無いようにしなければならない。

7. 業務内容

(1) 場内管理業務

各施設の利用予定を事前に把握し、以下の業務を行うこと。

①施設器具取扱相談等業務

(団体利用の場合)

- ・利用団体から各種の機器・附帯設備等の設置についての相談があった場合に、取り扱い指導を行うこと。
- ・利用者が器具等の運搬を行った場合には、事後、格納の確認をする（移動式バスケットゴールは、運搬、格納に立ち会うこと）。
- ・事後の清掃、片付けの指導を行うこと。

主な取り扱い器具一覧

施設名	種目	説明
第1体育室	バスケットボール（日常）	リモコンによるゴール盤の操作
	バドミントン, バレーボール	支柱、ネットの出し入れ
	クライミング	利用可能団体かどうかの確認。安全マット、器具の設置確認
	フットサル	ゴールの出し入れ
弓道場	和弓、アーチェリー	的、表示板の説明
その他	大会等の場合	主催者、委託者と協議のうえ 放送器具等必要器具の説明を行う

（個人利用の場合）

以下の器具の設営、片付けを行う。

施設名	種目	説明
第1体育室	バドミントン	ネット、支柱 … 8組
	バスケットボール	ゴール、移動式2台、壁付4台
第3体育室	卓球	台：常時設置、ネット … 8台
弓道場	和弓、アーチェリー	的設置 … 5的

②施設の巡回業務

- ・適宜施設内（利用していないフロア・ホール・更衣室等含む）をし、館内の秩序維持に務めること。
- ・競技室内が混雑している場合は、利用者同士が安全で快適に利用できるよう利用方法等の調整をし、混雑度が高くなった場合は、委託者に状況報告をすること。
- ・受付簿を確認し、利用券を購入していない利用者に注意を促すこと。
- ・その他、問題が生じた場合には、委託者に報告し、対処すること。

③場内器具類等の取替、補充、補修及び附帯設備の点検・報告

- ・利用に支障がないよう器具類を随時点検し、取替・補充及び簡易な補修を行うこと（手の届く電球等の交換、弓道場の的貼り、アーチェリー用畳の取替え含む）
- ・電光表示板、放送設備等の異常を発見した場合あるいは器具の破損で対処できないものがあつた場合には委託者に報告し、指示を受けること。

（2）案内受付業務

従事者は利用者が安全で快適な利用ができるよう明朗快活な応対をもって、次の業務に従事する。

①無料利用券の発行

- ・使用料の免除申請者（障害者等）料金無料の者（未就学児）に、無料利用券を交付する（必要な場合には、障害者手帳等を提示してもらう）

②券売機の管理

- ・各施設の利用状況・混雑度（ITV 装置・場内管理業務者の巡回、券売機、端末機等で確認）を随時確認し、発券のコントロールを行う。
- ・利用券ロール紙・プリペイドカードの補充を行うこと。
- ・券売機にトラブルが発生した場合の対応は事前に委託者と打ち合わせ適切な対応をとること。

③施設の利用受付業務

- ・スポーツセンター及び教育委員会が所管する施設の抽選申込書を受け取り、委託者に引

き継ぐこと。

④来館者の受付案内業務

（団体利用に対して）

- ・利用者の予約内容、料金の納付を照合し、施設の鍵渡すこと。
- ・遅れてきた利用者に対して、案内をすること

（個人利用に対して）

- ・施設の開放状況（種目）、混雑状況を説明すること。
- ・券売機の購入等利用方法を説明すること。
- ・2Fの施設（プール、トレーニングルーム）についての、利用方法、利用状況等の説明をすること。

⑤その他の業務

- ・注意事項の伝達、緊急時の呼び出し等の館内放送を行うこと。
- ・委託者が所管する施設（教育委員会所管の体育施設）、主催する教室、その他大会等の問い合わせに対応すること。
- ・スポーツ用品（ラケット等）の貸し出しの依頼に答えること（弓道、アーチェリー用具は貸出ししない）。
- ・落し物、忘れ物については、台帳に記載し、委託者に引き継ぐこと。また、取りにきたものについては、本人かどうか確認し、引き渡すこと。
- ・開館終了時に館内放送を流し、利用者を退場させること。
- ・滞留者のないことを確認後、消灯、戸締まり（機械警備の作動）を行うこと。

（3）他業務の補助業務

以下の業務で突発的に人手が必要となった場合に補助の業務を行う。本業務に差し支えない範囲内で、委託者の指示により行うこと。

- ・屋内プール管理業務
- ・設備等運転監視業務
- ・トレーニングルーム管理運営業務
- ・清掃業務
- ・体育施設（屋外施設）管理業務

《トレーニング室管理運営業務委託仕様書》

トレーニング室とは、トレーニング室 215.86 m²・スポーツ健康相談室 47.07 m²を合わせたものをいう。

1. 目的（管理運営業務委託の基本方針）

市民の誰もが気軽に、いつでも安心して、健康づくりが実践できる場としてトレーニング室を効果的に運営するために、スポーツ及びトレーニングに必要な専門的知識と技術を有する人材を配置し、施設の運営・利用者へのサービスを行う。トレーニング室の運営指導業務については、市担当職員の指導のもとに事業計画・プログラム編成・実践指導を始め、トレーニング室に関わるすべての業務を実施する。

2. 委託期間

平成17年4月1日～平成18年3月31日

3. 業務内容

(1) 指導員は、トレーニング室の施設、設備の適正な維持、管理、運営を行なう。

運営…年間計画・事業計画を立案し、実施すること。

(2) 実技指導の実施

①利用者の健康・体力づくりに関する運動処方を作成し、助言する。

②各種教室の開催 … 各種教室の日時および講習内容は、甲の指定によるものとする。外注でも可。ただしインストラクターについても履歴書を事前に提出し許可を得るものとする。ビジターの講習会を必要に応じて、ステップエアロビクス等を主としたグループレッスンを毎日第二体育室で実施すること。

③シニアトレーニングスクールの開催（全24回）

④スポーツ健康に関するカウンセリングの実施を行なう。

⑤各種機器の安全かつ効果的な取り扱いの指導等。

(3) スポーツ・健康相談室

①体力測定の説明指導等

②随時スポーツドクターのアシスタントを行う。この日に限り第2体育室でのグループレッスンはなし。

(4) 利用者の管理

①利用者の利用券と超過料金の徴収及び清算

②初心者講習会修了者の利用者名簿への登録とその管理

③第二体育室参加者の受付・集計

④その他利用者に関すること。

(5) 安全管理に万全を期し、器具の点検・清掃等を常時行う。また、その業務処理中において、施設、設備、器具等に異常を発見した時は、速やかに甲に申し出てその指示を受けなければならない。軽易な修繕は行う。

(6) その他

①業務報告書の提出

トレーニング結果の分析、利用状況の報告書を必要に応じて提出し確認を受けるものとする。（月報と年度報告）

②プログラムについて（市オリジナルのプログラムを作成）

プログラムの変更については、甲乙協議の上、決定する。

③服装について（事前に甲に許可を得ること。）

指導員の服装については、公共施設であることを認識し、トレーニング室にふさわしい物とし、名札も着用するものとする。

④災害や事故が発生した場合の処置

日頃より防止に注意を払い、万一火災が発生した場合、初期消火に努めると共に、適切に避難誘導を行う。また、業務中に事故が発生した場合、事務室に連絡し、適切な処置を行うと共に事故状況を記録し、すみやかに報告書を提出するものとする。

⑤忘れ物については、全て甲の事務室に翌日のオープン前までに、引き渡すこと。

⑥その他

甲と協議の上、必要に応じ、トレーニング室利用状況調査及びアンケート等の集計を行い、利用者の傾向を把握して運営を行う。

4. 指導員について

指導員を厳選し、履歴書を甲に提出して承認を受けなければならない。異動の場合も同様とする。指導員は常に市担当職員の指示のもとに業務を遂行する。指導員のチーフを決めておくこと。指導員については、アルバイトや契約社員ではなく、正社員での対応で行う。また、その証明として、社員証の写しと資格証明書の写しを甲に提出し、確認を受けるものとする。

5. 指導員の資格（従事する指導員全員）

体育系大学または体育専門学校を卒業

各種機器の指導、エアロビクス、ステップエアロビクス、ダンベル体操等のグループ指導、体力測定を含めたカウンセリング及び各機器のメンテナンスや各種企画等のマネジメントのすべてが対応できる。トレーニング室の指導経験3年以上の者で、健康運動指導士、スポーツプログラマーヘルスケアトレーナー・フットネストレーナー・アスレティックトレーナー等のいずれかの公的資格を取得している者とする。(昭和45年3月31日～昭和56年4月1日生まれの男女)。ただし、チーフにかぎり、男性で年齢は問わない。

トレーニング器具一覧表

筋力トレーニングマシン各 1 台

1. ラットプルダウン
2. ショルダープレス
3. シーテッドロウ
4. チェストプレス
5. スクワット
6. レッグカール
7. レッグプレス
8. レッグエクステンション
9. アブドミナル
10. バックエクステンション
11. チェストフライ

トレーニング器具

1. ベンチ 2 台 (フラット・アジャスト)
2. フリーウエイト一式
3. スポーツミラー (2 台)
4. トレッドミル (1 台リハビリ可)
 トレッドミル (4 台)
5. ステップマシーン (2 台)
6. バイク (6 台コードレス)
 バイク (2 台コードレスハイパワー)
 バイク (2 台リカンベンド)
 バイク (2 台測定機能付き)
7. クロストレーナー (1 台)
8. エアーウォーカー (5 台)

測定室関係 (一部トレーニング室に設置)

1. 身長計付体内脂肪計 (1 台)
 体内脂肪計 (1 台)
2. 全自動血圧計 (1 台)
3. デジタル握力計
4. 体前屈測定器 (1 台)
5. メトロノーム (3 ケ)
6. ストップウォッチ (3 ケ)
7. 脈拍計 (5 ケ)
8. エネルギー消費量計 (2 ケ)
9. 触覚ボール (3 ケ)
 シッティングボール (3 ケ)
10. エクササイズマット (20 枚)
11. 負荷心電図測定器 (バイク 1 台)

リラックス関係

1. ベルトトレーナー (1 台)
2. テーブルローラー (1 台)
3. ツイストマシーン (1 台)
4. マッサージチェアー (2 台)
5. 足裏指圧代用器 (2 台)

《遠赤外線暖房機保守点検仕様》

1. 対象となる遠赤外線暖房機は以下のとおりとする。

(1) 取付場所

①第1体育室

②プール採暖室

(2) 機種及び台数

①GVCH-17UP3-45（コーナー型）…………… 5台

GVCH-17S3-45（コーナー型）…………… 2台

②GVSWP-17S6-17（床置型）…………… 1台

2. 保守点検項目は以下のとおりとする。

(1) 真空度の測定確認

(2) スモークの測定確認

(3) 排ガス温度の確認

(4) フレーム電流値測定確認

(5) ガス漏れ点検（機器側）

(6) 真空ポンプの異常音・振動の点検

(7) 安全装置の作動確認

(8) 放射管の点検

(9) 反射板・ルーバー取付の点検

(10) 不良部品・交換必要部品の点検

3. 保守点検終了後、速やかに別紙ガス燃焼赤外線暖房機定期点検報告書（1）及び（2）を提出すること。

4. 点検にあたっては、事故のないよう十分に留意すること。

5. その他、この仕様書に掲げていないことは、協議のうえ、決定するものとする。

《自動ドア保守点検委託仕様書》

1. 保守契約における保守とは機械各部の点検調整を行い、常に新設時と同様な開閉状態を維持させる為のものである。
2. 契約の対象となる自動扉開閉装置は以下のとおりとする
 - (1) 取付場所 ① 1階エントランスホール ② 2階温水プール採暖室（男・女）出入口
 - (2) 機種及び台数 ① SOV-200KT 円型 両引式 2台 ② SOV-60KLTM 型 片引式 2台
 - (3) 付属機器 駆動装置・制御装置・起動装置・懸架装置・電気配線で乙に於いて施工したもの。ただし、サッシ・ガラス・ドア本体等付属金具は含まない
3. 契約期間内の定期点検月は、5月、8月、11月、2月の4回とする。
4. 3のほか、不時の故障で連絡があった場合は乙は直ちに技術員を派遣し修理を行い、良好な機能を保たせるものとする。また、この派遣に要する費用は契約金額に含まれる。
5. 保守の対象物は、以下のとおりとする
 - (1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 制御器 (4) 懸架装置 (5) 乙が施行したその他の装置。
6. 定期点検及び不時の故障の際の部品、分解修理は有料とする。
7. 交換部品のうち次の部品は有償とする。
 - (1) モーター本体 (2) 起動スイッチ (3) 制御器 (4) 鴨居セット台板
8. 次の部品は特に消耗品として取り扱い無償サービス品とする
 - (1) モーター本体 (2) 戸車及び振止メ車 (3) カーボンブラシ (4) 防振ゴム (5) 各種リレー
9. 次の場合は有償とする
 - (1) 甲の都合により行う工事又は模様替えの為、設備の移設或いは改修を行う時
 - (2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検、修理、調整を実施した時
 - (3) 甲の不注意又は故意に機器を破損したり、機器を損ねた時の修理調整
 - (4) 乙以外の業者が点検調整修理を行った時の修理調整
10. 保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする
11. 甲は常に安定した機能を発揮出来る様に努め下レールの掃除、起動スイッチの感知エリア又は扉開閉エリアに障害物を置いたりしない様に注意する
12. 日曜、祝祭日、夜間等通常就業時間外の定期保守及び修理作業の場合は両者協議の上、別に作業割り増し料金を協定するものとする
13. 定期点検の内容
 - (1) 駆動装置
 - ・ギヤーボックス 目視（異音、過熱、損傷のチェック）
 - ・モーター 目視（異音、過熱、損傷のチェック）
 - ・駆動、ガイドプーリー 目視（摩耗、損傷のチェック）
 - ・駆動Vベルト 目視（摩耗、損傷のチェック）
 - ・クラッチ 目視（摩耗、損傷のチェック及び調整）
 - (2) 制御装置
 - ・本体 目視（損傷、異常過熱、接続コード等損傷、接続コネクターのチェック）
 - (3) 起動、補助光電スイッチ
 - ・本体 目視（損傷のチェック） 検地エリア及び起動・安全信号の発信確認
 - (4) 扉、懸架装置
 - ・吊りレール 目視（摩擦、損傷のチェック） 取り付けボルト等の締め増し
 - ・ハンガー 目視（損傷の有無、戸車転動面の摩擦、戸車フランジの摩擦のチェック）
転動時の円滑性の確認

《自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書》

1. 契約期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

2. 再委託の禁止

受託者は契約の履行に際し、その一部又は全部を他の個人事業者（電気管理技術者）又は電気保安法人に再委託してはならない。

3. 点検種別及び点検内容

（1）月次点検 … 毎月1回又は「主任技術者制度の運用」通達上定める設備条件を満たす場合は隔月1回又は3ヶ月に1回の頻度で実施するもので、停電を伴わないで行う点検。

（2）年次点検 … 1年に1回の周期で実施するもので、月次点検に加え原則として施設を停電させて行う点検・測定及び試験。

（3）臨時点検 … 事故・災害等が発生した場合、又は発生の恐れがある場合など必要に応じて実施する点検。

4. 適用法令及び経済産業局への申請、届出等

契約の履行にあたっては、次の関係法令に基づいて業務を行うものとする。

（1）適用法令等 … 電気事業法、大気汚染防止法、消防法、労働安全衛生法

（2）経済産業局への申請、届出等

①契約の履行上必要な所轄の地方経済産業局への申請・届出等の諸手続きは、委託者の要請を受けて、受託者は速やかに行うものとする。なお、必要に応じて受託者は委託者に対し、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する指導・助言を行うこと。

②前項の申請に係る承認が得られない場合又は契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。

5. 絶縁監視装置の設置

（1）事業場には、原則として主任技術者制度の運用通達に適合する絶縁監視装置を設置し、低圧使用設備全般について常時絶縁状態を監視すること。

（2）絶縁監視装置から警報が発せられた場合には、速やかに対応できる体制となっていること。

6. 電気事故に対する措置

自家用電気工作物について、事故その他異常が発生し又は発生する恐れがある場合においては応急措置を講ずるとともに、原因を調査し、事故の再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか、必要に応じて「臨時点検」を行うこと。

7. 電気事故等における対応及び体制

（1）電気管理技術者にあつては、委託者と常時連絡がとれる体制となっていること。

（2）電気保安法人にあつては、委託者と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡がとれる体制となっていること。

（3）受託者は、連絡を受けてから1時間以内に当該事業場に到着できる体制となっていること。

（4）受託者は、台風等の被害が予想される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。

8. 点検結果の報告

（1）委託者への報告は、点検後速やかに報告すること。

（2）委託者への報告

- ・年次点検の年間実施予定月を報告すること。
- ・事業場の点検結果を「点検結果報告書」にまとめて報告すること。（毎月）
- ・電気事故等（絶縁監視装置の対応を含む）の対応実績を報告すること。（毎月）

9. 点検時の連絡

点検時にはスポーツセンター受付へ連絡して開始し、完了後には、教育委員会担当者の確認印を受領の上、教育委員会に報告書を提出すること。

※報告書の書類については担当者と打合せのこと。

点検及び試験の基準

(1) 月次点検及び年次点検

電気工作物		点検及び試験項目	月次点検	年次点検
受電設備（第二受電設備以降を含む）	責任分界となる 区分開閉器 引込線等 (架空電線、支持物 ケーブル)	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1
		区分開閉器動作試験		○※1
		保護継電器動作試験		○※1
		保護継電器動作特性試験		
	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		内部点検		
		絶縁油の点検・試験		
	電力ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		内部点検		
		絶縁油の点検・試験		
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	避雷器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	母線	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	配電線 制御回路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		
		計器校正試験		
		制御回路試験		○
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○

	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○※ 2
配電設備	配電線路 (架空電線, 支持物、ケーブル)	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		
		絶縁油の点検・試験		
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○※ 2
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○
		始動試験	○	○
		機関保護継電器動作試験		○
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○※ 2
	遮断機 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		
		制御装置試験		○
		その他は受電設備に準ずる		
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○
		液量点検	○	○
		電圧・比重測定		○
		液温測定		○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○※ 2
電機使用場所の設備	電動機類、電熱装置	外観点検	○	○
	電気溶接機	絶縁抵抗測定		○
	照明装置	接地抵抗測定		○※ 2
	配線、配線器具	漏洩電流測定	○	○
	その他の機器			
	接地装置			

1. 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
2. ※ 1 を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。
3. ※ 2 を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。
4. 「漏洩電流測定」は高圧配電設備の変圧器の B 種接地工事の接地線において測定します。
5. 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設置を含む。）と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

6. 年次点検には、月次点検が含まれます。

(2) 臨時点検

①次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。

ア 高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物。

イ 受電用遮断機（電力ヒューズを含みます。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物。

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物。

②高圧配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行います。

《機械警備委託特記仕様書》

1. 警備目的

東久留米市スポーツセンターにおける火災・盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し、財産の保全を図ることを目的とする。

2. 委託期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

3. 警備実施時間

休館日・24時間実施

4. 警備業務内容

①乙は、甲の契約対象物件に警報機器を設置し、業務実施時間中当該警報機器により感知する異常の有無を警備本部において自動的に表示する機械警備をなし、また、当該機械設備の正常作動において確認し得る機器を装置するものとする。

②乙は、業務実施中管制担当員を定め本部に設置される機器表示等により契約物件の異常の有無を間断なく監視し警備の安全を確立するものとする。

③乙は、業務遂行中契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに緊急要因を当該物件に急行させ、関係機関に通報する等その他必要な処置を取るとともに、あらかじめ指定された職員に連絡し、その指示を受けるものとする。

④乙は、事故の際の処理状況報告書を翌日甲に提出するものとする。

⑤乙は、甲の定める警備報告書を翌月5日までに甲へ提出するものとする。

5. 警備責任

乙の警備責任は、警備時間内において警報装置をセットした時点に始まり甲から警報装置解除の信号を受けた時点に終了する。

6. 警備機器の設置等

乙が警備実施の目的で使用する機械、機器その他の器具のすべては乙が設置し、乙の専有に属する。

7. 設置等機器の経費の負担

①機械警備実施のために設置する機械及び設置に要する器具等はすべて乙の負担とする。

②機器の補修に要する経費は、すべて乙の負担とする。

8. 鍵の預託

甲は、乙が警備上必要な鍵を乙に預託する。乙は預託された鍵の管理を厳重に行うものとする。

9. 機器の操作

機械警備及び警報機器等に関し、甲が行う機器の操作は別途定める取り扱い要領により行うものとする。

10. 機器装置の保守点検

乙は、契約対象物件に設置した機械設備及び警報機器等に関し正常な機能を維持するために適宜に保守点検を行うものとする。

11. 機械警備が実施できない場合

機械警備が実施できない場合は、巡回警備を行うものとする。巡回警備は次により実施する。

①乙は、機械による操作ができない事態が発生したときは、巡回警備を行うものとし、翌日甲に書面をもって報告するものとする。

②乙の従業員は、施錠の点検を行うとともに、火災・盗難等の異常の有無についても確

認する。また、異常事態が発生した場合は適切な措置を取るとともに、当スポーツセンターの責任者に連絡し、その指示を受けるものとする。

③巡回方法については、甲の定める巡回経路に従い、回数は、3に規定した警備実施時間帯において3回以上行うものとする。

12. その他

この仕様に定めのない疑義の事項が生じた場合は甲乙協議のうえ実施すること。

《可動屋根点検項目》

点 検 区 分	点 検 項 目
全 体	動きに不自然さはないか
	異常音はないか
レ ー ル	障害物はないか
	排水口は正常に機能するか
機 械 部 分	モーターの音に異常はないか
	モーターの温度に異常な上昇はないか
	モーターブレーキは正常に作動するか
	減速機の音に異常はないか
	減速機の温度に異常な上昇はないか
	駆動輪付き歯車に異常音はないか
	駆動輪付き歯車の噛み合いは正常か
	駆動輪付き歯車の潤滑油はよいか
	車輪、サイドローラー車輪の潤滑油はよいか
	各機器の取り付けボトルは緩んでいないか
	車輪に異常音はないか
	サイドローラーに異常音はないか
	架台の塗装に剥離はないか
制 御 盤	表示ランプの点滅の確認
	マグネットスイッチの接点の確認
	マグネットスイッチ励磁コイルに温度の異常な上昇はないか
	端子の止めボルトに緩みはないか
	配線、配管に異常はないか
	絶縁抵抗の確認
	漏電遮断機の機能の確認（遮断電流）
	漏電遮断機の機能の確認（遮断作動時間）
ペンダントスイッチ及び リモコンスイッチ	ケースに割れなどの損傷はないか
	送信、受信の接点に異常はないか
給 電 装 置	走行牽引中に無理な力がかかっていないか
	キャブタイヤーケーブルによじれはないか
	キャブタイヤーケーブルに磨耗等損傷箇所はないか
	搬送ケーブルガイドに損傷箇所はないか
近接スイッチ	正常に作動するか
鉄 骨 本 体	ボルトに異常はないか
	塗装の剥離はないか
搬送用ケーブルガイド	リングのはずれ、破損はないか
ガ ラ ス	割れはないか
	シールに欠落等の異常はないか
ア ル ミ	パネルの変形はないか
エアタイトゴム	ゴムの剥離はないか
	ゴムが劣化していないか

避 雷 設 備	接続線に断線はないか
メンテナン斯拉ダー	移動が手で行えるか
	固定装置の作動は正常か
	車輪の脱輪はないか
緩 衝 ゴ ム	ゴムの亀裂はないか

《温水プール可動床保守点検委託仕様書》

1. 東久留米市スポーツセンター温水プール可動床の保守点検を行うことにより、機器の性能を十分に発揮することを目的とする
2. 点検の内容、箇所は以下のとおりとする
 - (1) 定期保守サービス
 - ・ プール清掃期間に合わせて年2回行う
(通常は、5月、10月とするが、乙および甲の協議により決定する)
 - ・ 作業内容は別紙のとおりとする
 - (2) 緊急保守サービス
 - ・ 異常事態発生時あるいは甲の要請に基づいて、不良箇所の保守を行う
3. 点検の際、機器に障害があった場合は、その補修に必要な、指導助言を甲に対して行うものとする
4. 業務履行の際、経費を伴う補修を必要とする場合は、甲に見積書を提出して別途打ち合わせること
5. 経費を伴う補修とは次のとおりとする
 - ・ 甲の本装置取り扱いの誤り(乙の取扱書等 to 示す取扱方法と異なる使用)及び不当な修理や改造による故障及び損傷
 - ・ 火災、公害、地震、風水害、その他天災地変などによる故障及び損傷
 - ・ 本装置使用法変更による本装置の改造組替及びその調整作業(電気仕様)
 - ・ 交換した部品の費用(作業費は本契約に含まれる)

別紙

保守サービス内容		*印は水抜きが必要なもの(水代は甲の負担とする)		
		△印は部品の交換が生じるもの		
区 分	実 施 項 目		10 月	5 月
1. デッキ部 ・デッキ材 ・支柱蓋 ・盲 蓋	1) デッキ部の変形及び劣化はないか (凹凸外観)	△		◎
	2) 止め部の外れ、ゆるみはないか	△	◎	◎
	3) 両端シール部の取付状態はどうか	△		◎
	4) 空気漏れはないか	△		◎
	5) コースラインの取付状態はどうか (安全性)	*		◎
	6) コースラインの取付寸法はどうか (位置ずれ)	*		◎
2. 点検口	1) 取付状態はどうか (ガタ・浮きはないか) (安全性)	*	◎	◎
	2) 取付ネジ部に損傷はないか	*		◎
3. 枠材	1) フレーム枠に変形はないか	*		◎
	2) 溶接部の割れはないか	*		◎
	3) 取付ボルトのゆるみはないか		◎	◎
4. 振止めローラー	1) ローラーに変形・破損はないか	△		◎
	2) ローラーとプール側板の隙間はどうか	△		◎
	3) 取付ボルトのゆるみはないか	*		◎
5. 吊りブラケット	1) 吊りブラケット部に変形はないか	*		◎
	2) 取付ボルトのゆるみはないか	*		◎
6. 浮力材	1) 浮力材に変形はないか	*		◎
	2) 空気漏れはないか	*		◎
	3) 脱落はないか	*		◎
	4) 取付ゆるみはないか	*		◎
7. 床全体	1) 可動床とプール側板の隙間はどうか	△	◎	◎
8. 支柱	1) 支柱に変形はないか			◎
	2) ネジ部に損傷はないか			◎
	3) 樹脂の変形・破損はないか			◎
9. メインポスト	1) 昇降チェーンの伸び・摩耗はないか	*	◎	◎
	2) スプロケットの摩耗はないか (かみ合い)	*		◎
	3) 軸の変形はないか	*		◎
	4) 各取付ボルトのゆるみはないか	*		◎
	5) 安全カバーの変形はないか	△		◎
	6) 安全カバーの取付ビスのゆるみはないか	△	◎	◎
	7) 安全カバーゴム、シャッター等に損傷はないか	*	◎	◎
	8) 軸受のガタ及び摩耗はないか	*		◎
10. 昇降装置	1) シール部の漏れはないか	△	◎	◎
	2) モーター部の異常音はないか			◎
	3) モーター部の異常発熱はないか			◎
	4) モーター部の異常振動はないか			◎

	5) 絶縁抵抗値はあるか		◎	◎
	6) 減速機の異常音はないか			◎
	7) 減速機の異常発熱はないか			◎
	8) 減速機の異常振動はないか			◎
	9) トルクリミッターの滑りはないか		◎	◎
	10) 歯付ベルトのゆるみ及び摩耗はないか		◎	◎
	11) 駆動チェーンの伸び・摩耗はないか		◎	◎
	12) 軸の変形はないか			◎
	13) スプロケットの摩耗はないか			◎
	14) 各取付ボルトのゆるみはないか		◎	◎
	15) 可動床の各停止位置は正常か		◎	◎
	16) 可動床浮力バランスは正常か	△		◎

《エレベーター保守点検委託仕様書》

エレベーターの正常な運転機能を維持するため、計画的に技術員を派遣すると共に常時遠隔監視を行い、適切な点検とプログラムによる整備を行い、乙が必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取替を行います。

対象エレベーター	品 名 形 式	台 数
	交流中速ロープ式エレベーター	1 台
	P-11-CO60, 3 s t o p s .	
	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置 停電時自動着床装置付	

1. 点検

監視装置による遠隔定期診断と必要に応じた技術員の巡回点検をプログラムで組合せエレベーター各部を点検、必要に応じて調整、注油を行ないます。

2. 整備

装置の稼動状態に適応したプログラムによる整備を行ないます。

3. 遠隔監視診断

24時間機器を遠隔監視診断し、異常や不具合発生時には、出動、対策を行ないます。

〔監視項目〕 ①閉じ込め故障 ②起動不能故障 ③安全装置動作

④電源系統異常 ⑤走行異常 ⑥ドア開閉異常

〔診断項目〕 ①接触器動作状態 ②制御用マイコンの状態 ③ドア開閉状態

④かご着床状態 ⑤運転性能

4. 異常時の通話機能

閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と乙の管制センター又はサービス拠点との間で直接通話することができます。

5. 検査立会い

建築基準法に基づく定期検査に立ち会います。

6. 故障対策

24時間出動体制をとり不時の故障に対し、対応します。

7. 作業の対象

区 分	作業の対象(装置名)	主 な 作 業 内 容	ロープ式	油圧式
機械室	環境状況	室温確認	○	○
		機械室で入り口・室内状況点検		
		機械室整理整頓		
		非常用工具・消火器の確認		
		常備工具・常備部品の確認		
	制御盤	主接触器の動作状態点検	○	○
		盤内機器の外観点検		
		主接触器接点点検		
		各リレー動作状態点検		
		冷却ファン点検		
		各ターミナル締付		
		各端子締付		
		遠隔監視診断装置盤内外観点検		
		遠隔監視診断装置ターミナル締付		

		ヒューズ取替		
	電動機	電動機温度確認	○	○
		電動機運転状態点検		
		ロータリーエンコーダ回転音点検		
		電動機口出し線点検		
	巻上機	巻上機運転状態点検	○	
		巻上機ギヤ油油量点検		
		そらせ車回転状態点検		
		綱車・そらせ車溝点検		
	油圧機器	電磁バルブ締付		○
		各部油漏れ・異常音点検		
		油圧配管・継手・高圧ゴムホース点検 (注1)		
		油圧機器各ボルト締付		
		オイルパン点検		
		タンク外観点検		
		作動油(量・温度・白濁・汚れ)点検		
		油戻り状況点検		
		ストレーナ清掃、点検		
		ドレンフィルタ清掃、点検		
		冷却器運転状態点検(注1)		
		冷却器用ストレーナ清掃、点検(注1)		
	ブレーキ	動作状態点検	○	
		ドラム汚れ点検(注1)		
		ライニング磨耗量測定		
		制動力測定(注1)		
		ブレーキスイッチ点検(注1)		
		オーバーホール		
		ブッシュ磨耗点検		
		各ピン・軸受部傷、磨耗点検(注1)		
		プランジャー・スライダ磨耗点検(注1)		
		配線点検、端子・ターミナル締付		

(注1) 装置付の場合の作業内容

区 分	作業の対象(装置名)	主 な 作 業 内 容	ロープ式	油圧式
機械室	調速機	回転状態点検	○	
		各ピン部清掃、点検、注油		
		スイッチ点検		
		減衰効果測定		
		配線端子・ターミナル締付		
か ご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検	○	○
		着床状態・レベル点検		

	外部への連絡装置	呼出し通話確認	○	○
	停電灯装置	点灯・照度確認	○	○
	内装・照明・ファン	各機器点検	○	○
		天井扇回転状態点検		
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認		
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認		
		かご位置表示装置点検		
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検	○	○
		乗場とかご敷居との隙間測定		
		かごの戸相互間・戸と前柱間隙間測定		
		戸スイッチ相互位置測定、動作点検		
		ハンガーローラ・レール清掃、点検		
		振れ止めローラ点検		
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布（注１）		
		係合装置清掃、点検、注油		
		閉め安全装置・過負荷ドア反転装置・光電装置、コード点検（注１）		
		かごの戸シュー点検		
		係合子と係合ローラ相互位置点検	○	○
	戸閉め安全装置	戸閉め安全装置動作点検		
		光電装置動作点検（注１）		
		過負荷ドア反転装置動作確認		
かご上	かご上環境状況	汚損状態点検、清掃	○	○
	戸の開閉装置	戸の開閉装置運転状態点検	○	○
		制御機器点検		
		駆動機構点検		
		モーターのブラシ・コンミ点検		
		ロータリーエンコーダ点検（注１）		
	ガイドシュー・ローラ	かご上・プランジャーのガイドシュー・ローラ点検		○
		かご上・つり合おもりガイドシュー・ローラ点検	○	
	給油機（オイルー）	給油器点検、注油	○	○
	かご上機器	かご上停止・操作スイッチ動作確認		
		かご器具ボックス内部点検、締付		
		天井扇清掃、注油		

（注１）装置付の場合の作業内容

区分	作業の対象（装置名）	主 な 作 業 内 容	ロープ式	油圧式
乗場	戸の開閉状態	音・振動・開閉速度点検	○	○

	乗場の戸・敷居	乗場の戸・三方枠外観点検	○	○
		戸クローザ機能・自閉力点検、注油		
		ハンガーローラ・レール清掃、点検		
		振れ止めローラ点検		
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布		
		戸のシュー点検		
		乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間測定		
		乗場の戸廻りボルト締付（ポケット・敷居）		
		係合装置取付ボルト締付		
	ドアインター ロックスイッチ	ロック機構点検	○	○
		スイッチ動作点検		
	乗場ボタン・ 表示ランプ	インジケータ・押ボタン点検（ランプ含）	○	○
		ホールランタン点検（注１）		
昇降路 ・ ピット	環境状況	昇降路環境状況点検	○	○
		ピット内汚損状況・各機器点検		
		ピット内清掃		
	かご・おもり吊り車	かご・おもり吊り車回転音点検（注１）	○	
		かご・おもり吊り車溝点検（注１）		
	主・調速機ロープ	主ロープ取付部点検	○	○
		各ロープ錆・素線切れ点検		
	ガイドレール	各部点検	○	○
		レールブラケット・アンカーボルト締付		
	つり合おもり	各部点検	○	
		押え金具締付		
	リミットスイッチ	取付状態点検	○	○
		動作確認		
	非常止装置	非常止装置清掃、点検、注油	○	○
	移動ケーブル	走行状況点検	○	○
		傷・変形点検		
	プランジャー・シリンダー	プランジャープーリ点検（注１）		○
		ジャッキグランド部清掃、点検		
		プランジャー傷・錆・汚れ状態点検		
	調速機	回転状態点検（注１）		○
		各ピン部清掃、点検、注油（注１）		
		スイッチ点検（注１）		
		減衰効果測定（注１）		
		配線端子・ターミナル締付（注１）		
	テンションプーリ	調速機テンションプーリ溝清掃、点検	○	○

		(注1)		
--	--	------	--	--

(注1) 装置付の場合の作業内容

区 分	作業の対象（装置名）	主な作業内容	ロープ式	油圧式
昇降路 ・ ピット	昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取付状態点検		○
		ピットスイッチ点検		
		油戻しポンプ運転状態、フィルタ点検（注1）		
	緩衝器	緩衝器固定状況点検	○	○
		オイルバッファ油量点検（注1）		
	かご下機器	かご下ガイドシュールローラ点検	○	○
		かご下プーリ点検（注1）		

(注1) 装置付の場合の作業内容

意匠関係の清掃

作業の対象	周 期	作 業 の 内 容
三方枠、操作盤、戸・側板、シル	定期作業	ほうき又はウエス、ハンディモップ等を使用しての清掃
戸閉め安全装置、かご位置表示装置、天井清掃、天井照明カバー、ドアカバー *ビジョンガラス	年1回集中作業	クリーナやハンディモップ等を使用しての清掃 （*ビジョンガラス不付きの場合は除く）

(注2) いずれの場合も油性インク、ボールペン等による汚れの除去及び傷の補修は除外します。

8. 機器を構成する部品の修理又は取替項目

区 分	作業の対象（装置名）	主 な 作 業 内 容	ロープ式	油圧式
機械室	制御盤	バッテリー取替	○	○
		リレー取替		
		コンデンサー類取替		
	電動機	電動機巻線絶縁処理	○	○
		各軸受ベアリング取替		
		ロータリーエンコーダ取替		
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○	
		各軸受ベアリング取替		
		綱車溝修正及び取替		
		ギヤ油取替		
		オイルシール取替		
	ブレーキ	ライニング取替	○	
	調速機	軸受ベアリング取替	○	
	油圧機器	ポンプ修理		○
		バルブ取替		
		電磁コイル取替		

		ユニットＯリング取替		
		ストレーナ取替		
		高圧ゴムホース取替（注３）		
		作動油取替		
		作動油冷却装置取替（注３）		
		ビクトリックジョイントラバーリング取替		
かご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替	○	○
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替	○	○
		停電灯ランプ取替		
	操作盤	操作盤スイッチ類取替	○	○
	かごの戸	ハンガーローラ取替	○	○
		駆動ロープ（ベルト）取替		
		スイッチ取替		
	戸閉め安全装置	コード取替	○	○
		スイッチ取替		
かご上	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替	○	○
		ロータリーエンコーダ取替		
		駆動ベルト取替		
		スイッチ取替		
	ガイドシュー・ローラ	ガイドシュー・ローラ取替	○	○
	かご上機器	ポジテクター取替	○	○
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替	○	○
		駆動ロープ取替		
		ドアインターロックスイッチ取替		
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替	○	○

（注３）装置付の場合の修理又は取替項目

区分	作業の対象（装置名）	主な作業内容	ロープ式	油圧式
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替（注３）	○	
		おもり吊り車ベアリング取替（注３）		
	主・調速機ロープ	主ロープ切り詰め・取替	○	○
		調速機ロープ切り詰め・取替（注３）		
	移動ケーブル	移動ケーブル取替	○	○
	昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取替		○
	調速機	軸受ベアリング取替（注３）		○
	テンションプーリ	テンションプーリベアリング取替（注３）	○	○
	プランジャー・シリンダー	グランド部ダストシール取替		○
		グランド部パッキン取替		
		プランジャープーリベアリング取替		

		(注3)		
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替	○	
		かご下プーリベアリング取替 (注3)		

(注3) 装置付の場合の修理又は取替項目

9. 除外事項

次の事項は、本仕様書の修理及び取替作業には含まれません。

- (1) 衣装部品（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
- (2) 巻上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替
- (3) 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- (4) 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- (5) 諸法規の改正又は、官公署の命令及び指導により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- (6) 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替
- (7) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

10. その他

(1) 修理又は取替の条件

諸法規の改定又は官公署の命令もしくは指導による検査、装置、機器、部品の改造、新型への取替、新規取付けは含みません。

(2) 撤去品及び残材の処分

この私用に基づき作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引取り、乙の負担に於て処分します。

(3) 作業時間

故障対策を除き、点検、整備等は当社の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行ないます。作業に必要な時間は運転休止をお願い致します。

(4) 管理責任

エレベーターの占有もしくは管理に基づく責任は一切お引き受けしません。

(5) 法律に基づく検査の費用

建築基準法に基づくエレベーター検査の受検費用は、含みませんので、別途申し受けます。

(6) エレベーター関連設備のメンテナンス

BGM装置、エアコンディショナー、地震感知器、煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）は、含みません。

(7) 管理ブックの取扱い

乙がお渡しした「日立エレベーター管理ブック」には、ご契約者として必要な昇降機の運行や管理に関する重要事項・注意事項が記載されておりますので、よくお読みになり正しい運行管理をお願い致します。なお、ご契約者が第三者（運行管理者等含む）に管理を委託される場合にも委託者に本管理ブックをご活用いただき正しい運行管理をするようにご指導下さい。

11. 仕様書の適用

本仕様書は、法令に定める竣工検査後、20年間の修理予測を基に作成しています。

《クライミングウォールの点検・整備委託》

1. 契約期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

2. 作業日程

通常は、次のとおりとするが、市との協議により決定する

(1)保守・点検作業 ……年2回（6、12月）

(2)ルートセッティング作業……年4回（6、9、12、3月）

3. 作業内容

下記のとおり（点検項目については別紙のとおり）

4. 点検作業内容

(1) クライミングパネルの損傷の有無の点検

(2) パネル取付金具（ヒンジ及びランナー）の損傷の有無、取付ボルトの緩みの点検

(3) ホールドの損傷の有無及び取付ボルトの緩みの点検

(4) ビレプレート（指掛け）の損傷の有無及び取付ボルトの緩みの点検

(5) 鉄骨構造体の損傷の有無及び接続ボルトの緩みの点検（クライミングウォールに直接係る鉄骨構造体の点検のみ）

5. 保守作業内容

(1) パネル表面の剥がれ、摩擦等に対する軽微な補修

(2) 取付ボルトの増し締め

(3) ホールドが損傷している場合の取り除き

※損傷の有無の点検は目視による。パネル、ホールドの交換、清掃、パネルの本格的な補修は含まない。

6. ルートセッティング作業

(1) ルート数、難易度等について、別途甲、乙の協議により決定する。

以上の作業を行い、別紙作業報告書を提出すること。

クライミングウォールの保守点検表

1. 基本点検項目

点検箇所	点 検 項 目	点検方法
パ ネ ル	①パネルの劣化の状態	目視による確認
	(a)パネル本体にヒビ、欠け、割れなどが発生していないか	
	(b)ロープの擦れによる磨耗	
	(c)使用箇所の集中による磨耗	
	(d)膨張などの劣化現象	
	(e)取付け穴の拡張	
	②パネル表面の剥離の状態	目視による確認 補修材での補修
	③パネル取付けボルトの緩み	増し締め
	④汚れ、泥、コケ、他	ブラッシング
ホールド	①ホールドの劣化の状態	目視及び触手による確認
	(a)欠けた部分がないか、ヒビが入っていないか	
	(b)ホールドの表面が使用の集中によって磨耗し滑りやすくなっていないか	

	②ホールド取付け状態	目視及び触手による確認
	(a)インナーホールドのストッパーが適正な状態か	
	(b)バランスの悪い状態でアウターホールドがついて いないか	
	③汚れ、泥、コケ、他	ブラッシング
	④ホールド取付けボルトの緩み	増し締め
	⑤アウターホールド回転防止ピンを使用している場合、ピンのみがパネル上に残っていないか	目視による確認
金具 ☆ヒンジ	①ヒンジ本体の劣化の状態	目視及び触手による確認
	(a)締めつけボルト等にサビが発生していないか	
	(b)歪み、ヒビ等発生していないか	
	(c)腐食していないか	目視及び触手による確認
	②単管が適正な状態まで差込まれているか	
	③締めつけボルトの緩み	
	(a)単管の締めつけネジ	
(b)スプリットヒンジの締めつけネジ	増し締め	
金具 ☆ランナー		①ランナー本体の劣化の状態
	(a)締めつけボルト等にサビが発生していないか	
	(b)歪み、ヒビ等発生していないか	
	(c)腐食していないか	目視及び触手による確認
	②単管が適正な状態まで差込まれているか	
	③締めつけボルトの緩み	
	(a)単管の締めつけネジ	
(b)H鋼のフランジの締めつけネジ	増し締め	
ハンガー		①ハンガーの損傷の状態
	(a)サビ、腐食が発生していないか	
	(b)衝撃による変形はみられないか	
	(c)ヒビが発生していないか	
	(d)磨耗していないか	
	②ハンガーが適正な状態で付けられているか (正しい向きで付いているか)	目視による確認
	③ハンガー取付けボルトの緩み	増し締め
単管、H 鋼、その 他の鋼材 及び終了 点	①単管、H鋼、その他鋼材などの劣化の状態	目視による確認
	(a)サビ、腐食が発生していないか	
	(b)塗装などのハゲはないか	
	(c)外部からの衝撃による変形やヒビなどがないか	
	②鋼材取付けボルトの緩み	増し締め
	*必要に応じて鉄骨構造ならびに取付け金具のサビの除去及びその部分の軽微な塗装	